

小城郡合併協議会幹事会設置要領

（趣旨）

第1条 この要領は、小城郡合併協議会規約第13条第2項の規定に基づき、小城郡合併協議会（以下「協議会」という。）の幹事会に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 幹事会は、協議会会長（以下「会長」という。）の指示を受け、協議会に提案する必要な事項について、協議又は調整を行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、小城町、三日月町、牛津町及び芦刈町の合併に必要な事項について、協議又は調整を行うものとする。

（幹事）

第3条 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（組織）

第4条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

3 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選により定める。

（会議）

第5条 幹事会の会議（以下「会議」という。）は、幹事長が必要に応じて随時開催する。

（会議の運営）

第6条 幹事長は、幹事会を主宰し、会議の議長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

（専門部会）

第7条 幹事会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

（関係者の出席）

第8条 幹事長は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

（報告）

第9条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について、会長に報告するものとする。

（庶務）

第10条 幹事会の庶務は、協議会事務局において処理する。

（委任）

第11条 この要領に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成14年9月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	関 係 所 管 課 長 等		
小 城 町	助 役	総務課長	企画開発課長
三日月町	助 役	総務課長	企画財政課長
牛 津 町	助 役	総務課長	きらめきまちづくり 推 進 室 長
芦 刈 町	助 役	総務課長	地域振興課長